

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-1 地域包括支援センター 編

令和6年3月

宮崎県

1-1 目次

1. 地域包括支援センターにおけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査方法	1
2. 地域包括支援センターにおけるヤングケアラーの実態に関する調査結果	1
(1) ヤングケアラーについて	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識	1
(2) ヤングケアラーの状況について	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について	3
問4-①子どもの性別	3
問4-②子どもの学年（年齢）	3
問4-③同居する家族	4
問4-④ケアの対象者	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容	5
問4-⑨支援の有無	6
問4-⑫他の支援機関との連携	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況	7
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度	7
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること	8
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関	9
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うこと	10
問10 具体的に必要な支援	11
(5) ヤングケアラーに関する支援について	11
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること	11
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの	12
問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否	12

(6) その他意見	13
問14 その他意見 (自由記述)	13

【報告書の見方】

- ・ 回答比率（相対度数）は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数（標本数）である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

1. 地域包括支援センターにおけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

(1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

(2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の地域包括支援センターに対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
66件	55件	83.3%

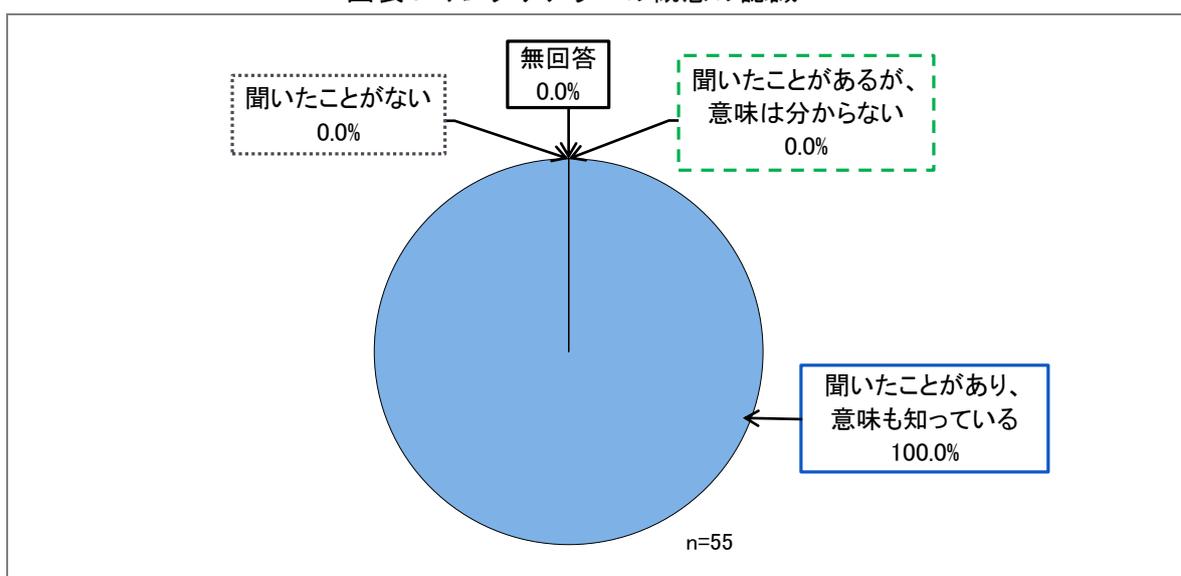
2. 地域包括支援センターにおけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

(1) ヤングケアラーについて

問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、すべての地域包括支援センターで「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答している。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

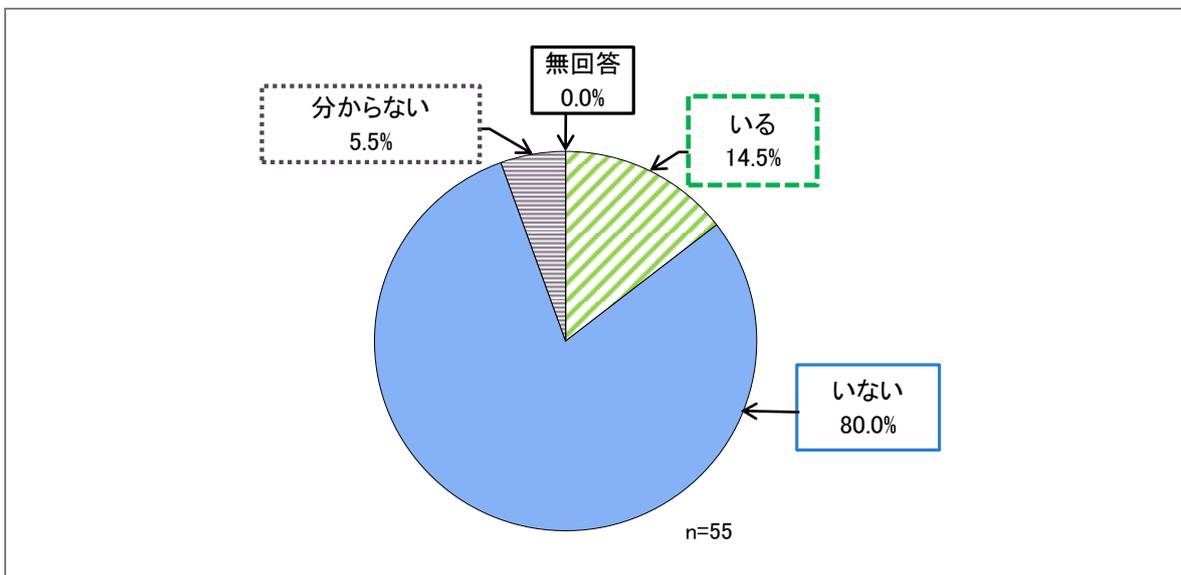


(2) ヤングケアラーの状況について

問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が80.0%と最も高く、次いで「いる」が14.5%、「分からない」が5.5%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

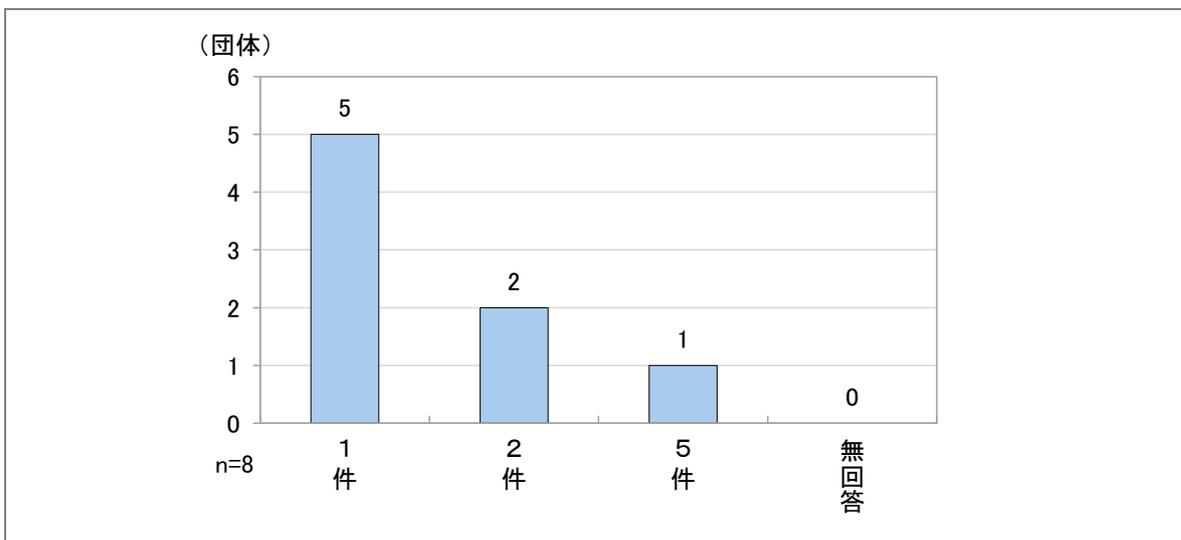


問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数

（問2において「いる」と回答した団体のみ）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した8団体にケース件数について聞いたところ、「1件」が5団体、「2件」が2団体、「5件」が1団体となっており、合計のケース件数は14件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数



(3) ヤングケアラーの具体的内容について

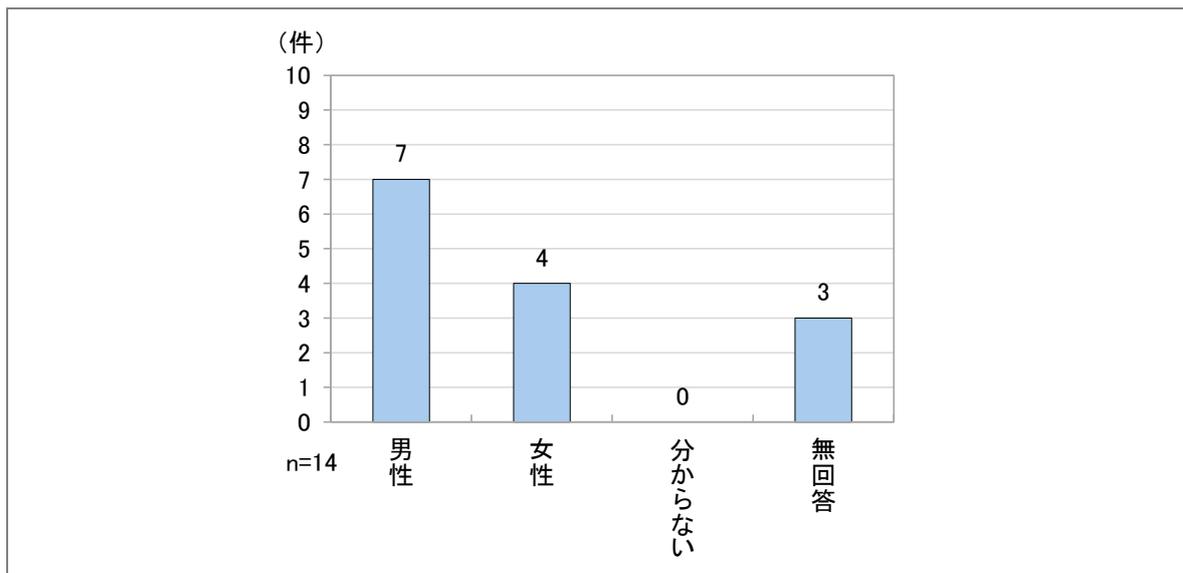
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「男性」が7件、「女性」が4件となっている。

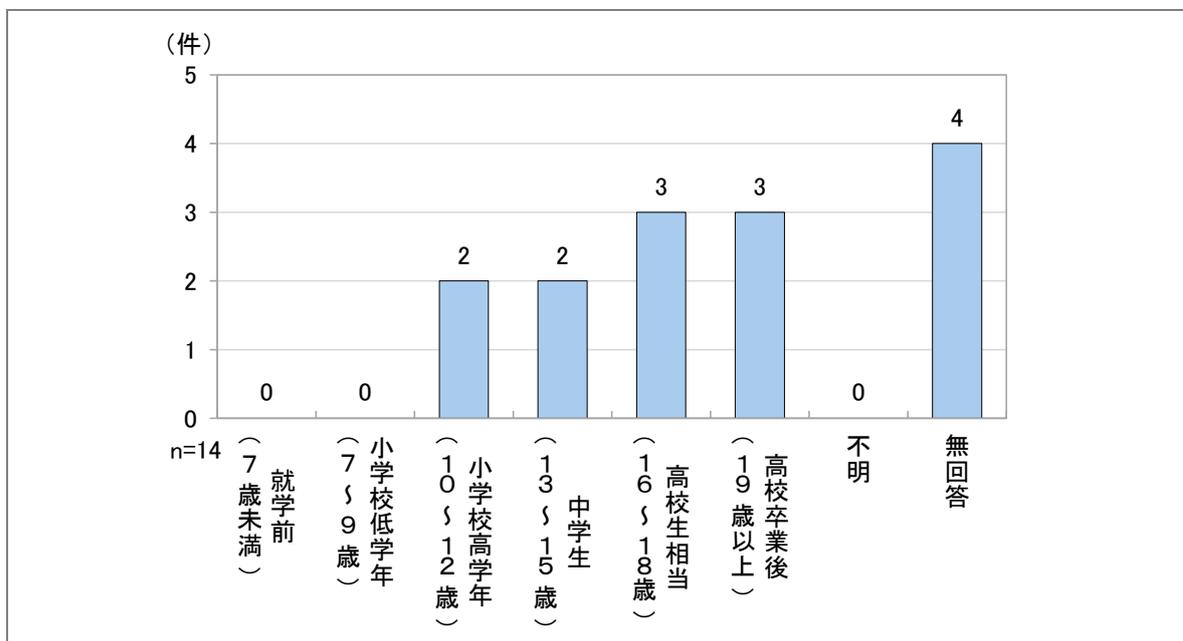
図表4 子どもの性別



問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「高校生相当(16~18歳)」「高校卒業後(19歳以上)」がそれぞれ3件と最も多く、次いで「小学校高学年(10~12歳)」「中学生(13~15歳)」がそれぞれ2件となっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

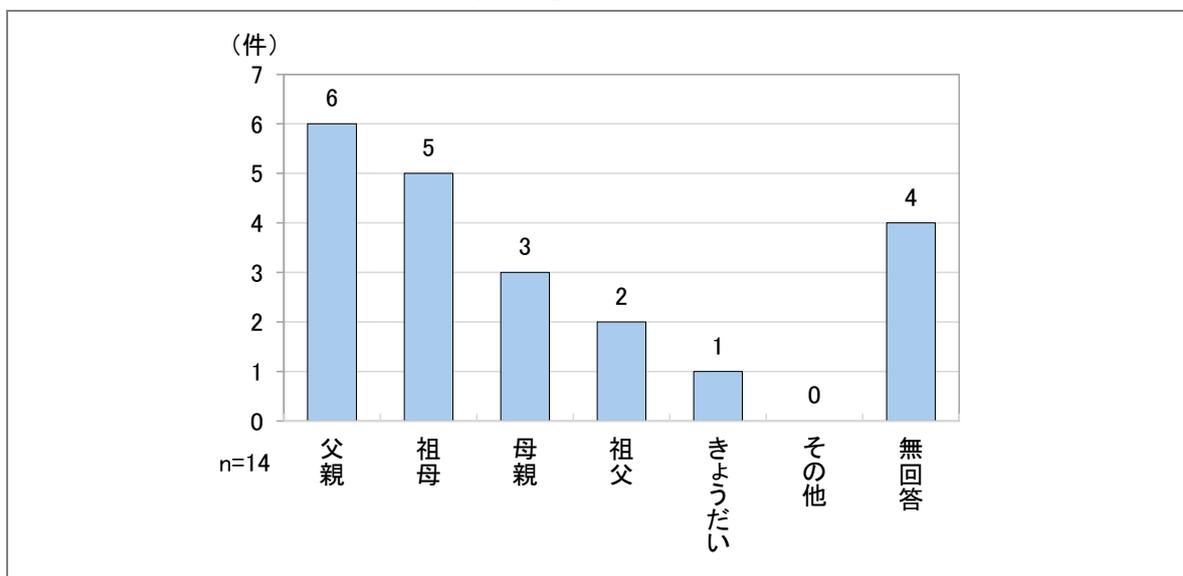


問4－③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「父親」が6件と最も多く、次いで「祖母」が5件、「母親」が3件となっている。

きょうだいの数は、「1人」が1件となっている。

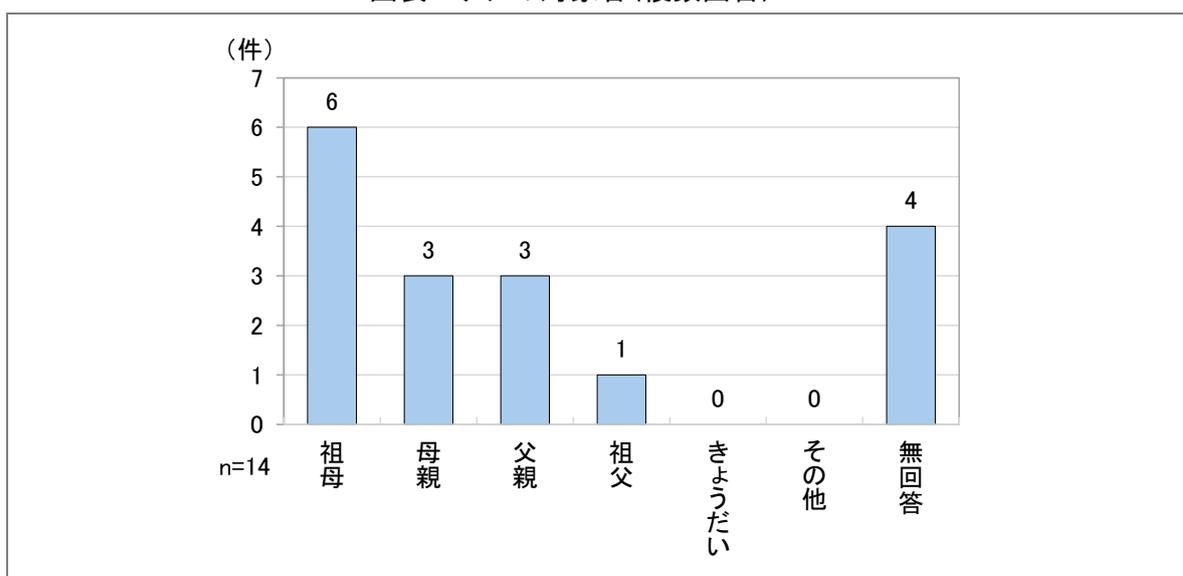
図表6 同居する家族(複数回答)



問4－④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「祖母」が6件と最も多く、次いで「母親」「父親」がそれぞれ3件、「祖父」が1件となっている。

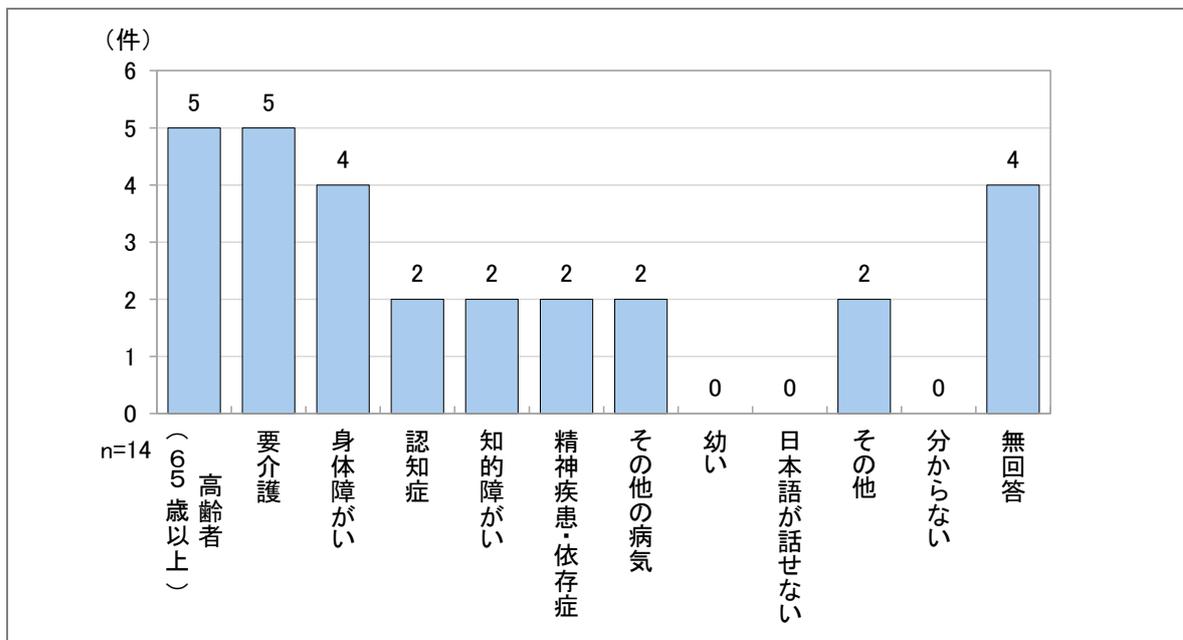
図表7 ケアの対象者(複数回答)



問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「高齢者（65歳以上）」「要介護」がそれぞれ5件と最も多く、次いで「身体障がい」が4件、「認知症」「知的障がい」「精神疾患・依存症」「その他の病気」がそれぞれ2件となっている。また、「その他」として「鬱病」「高次脳機能障害」との回答があった。

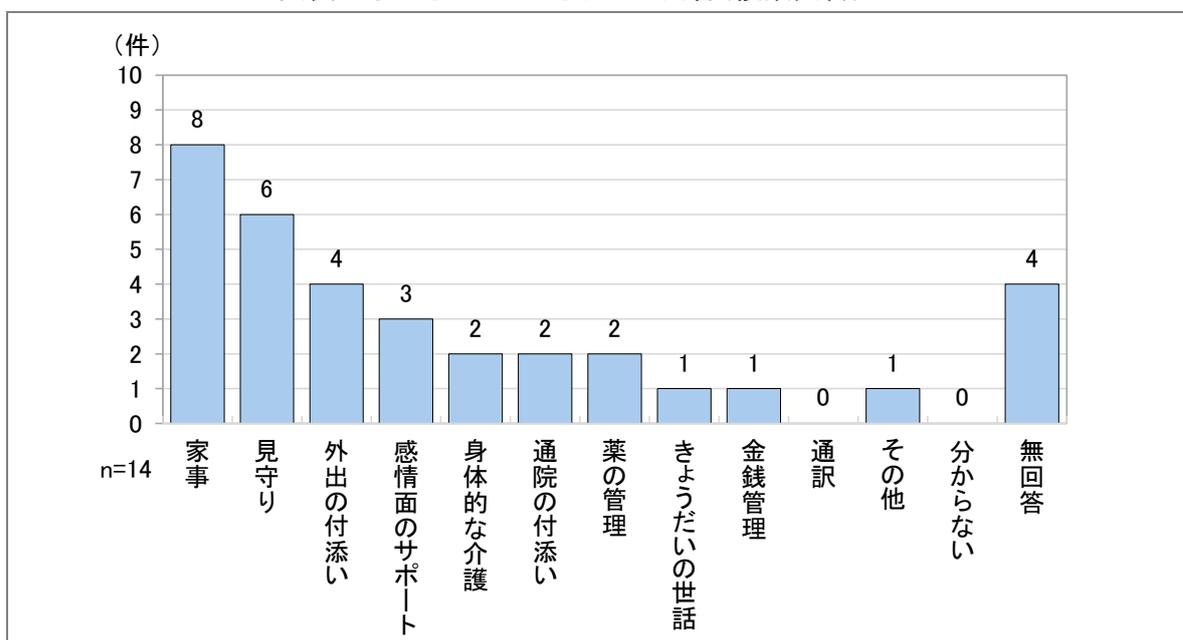
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が8件と最も多く、次いで「見守り」が6件、「外出の付添い」が4件となっている。また、「その他」として「日常的な声かけ、状況に合わせたフォロー」との回答があった。

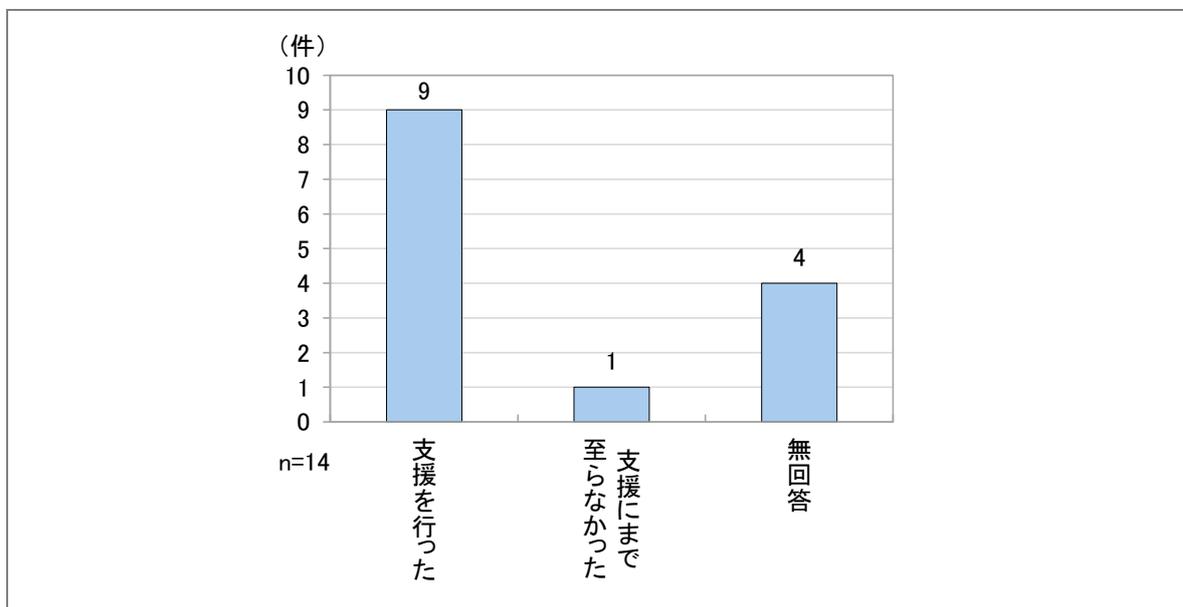
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が9件、「支援にまで至らなかった」が1件となっている。

図表10 支援の有無



問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

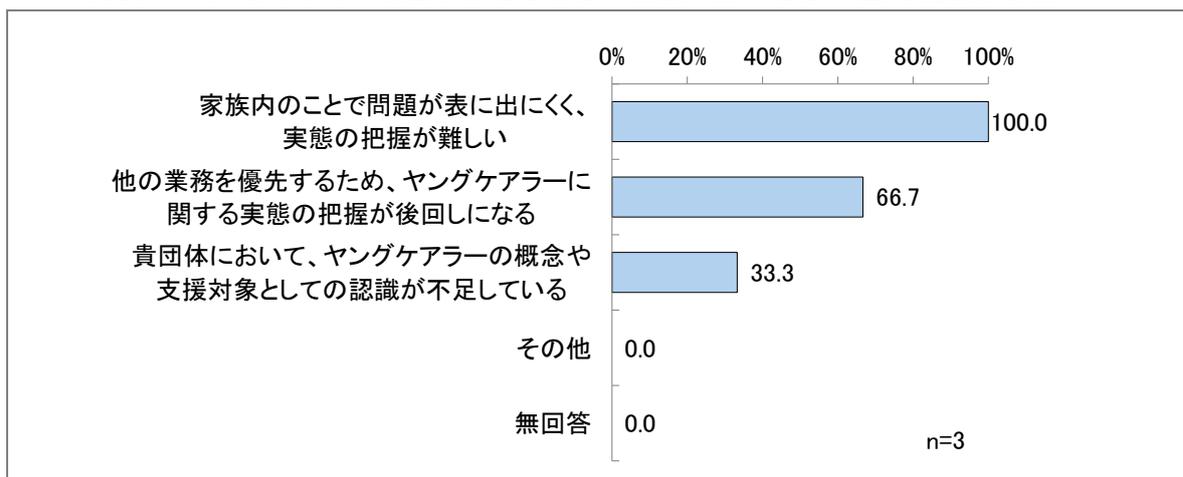
他の支援機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・医療機関(精神病院) ・通所リハビリテーション ・民生委員 ・就労支援事業所 ・法テラス ・重層的支援体制整備事業の担当者 ・生活保護ケースワーカー ・学校(教員・中学校(特に養護教諭)) ・在宅介護支援センター ・施設関係 ・居宅介護支援事業所 ・障害者支援センター ・自立相談支援センター ・介護保険サービス事業所 ・保健センター ・地域包括支援センター ・ケアマネジャー ・訪問看護 ・デイサービス事業所 ・社会福祉協議会

問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が100.0%と最も高く、次いで「他の業務を優先するため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる」が66.7%、「貴団体において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」が33.3%となっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)

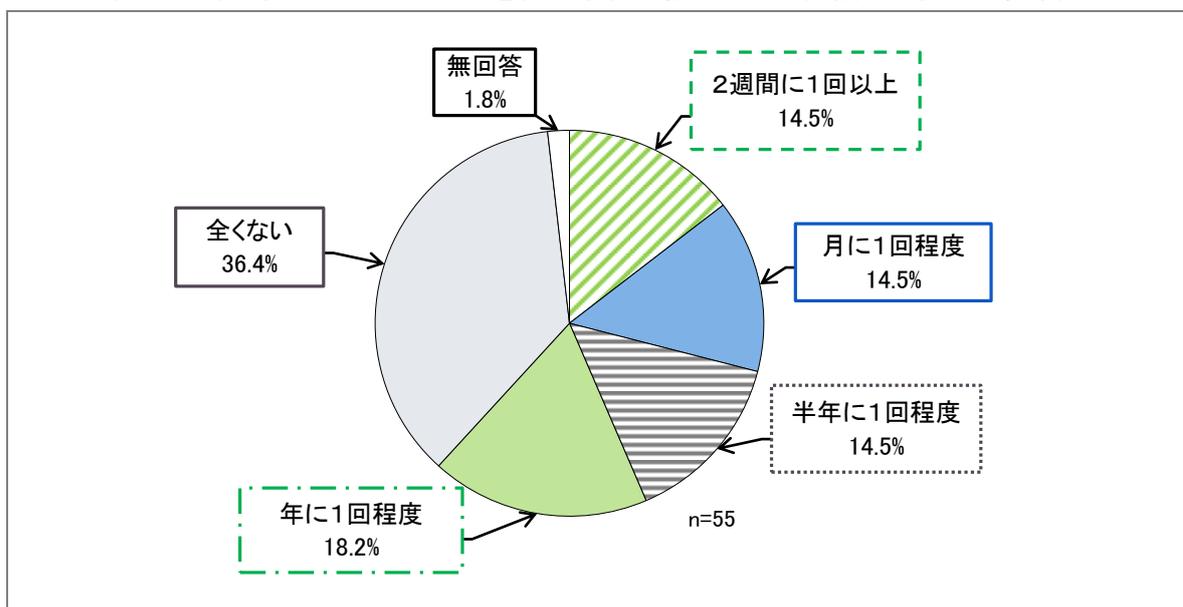


(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が36.4%と最も高く、次いで「年に1回程度」が18.2%、「2週間に1回以上」「月に1回程度」「半年に1回程度」がそれぞれ14.5%となっている。

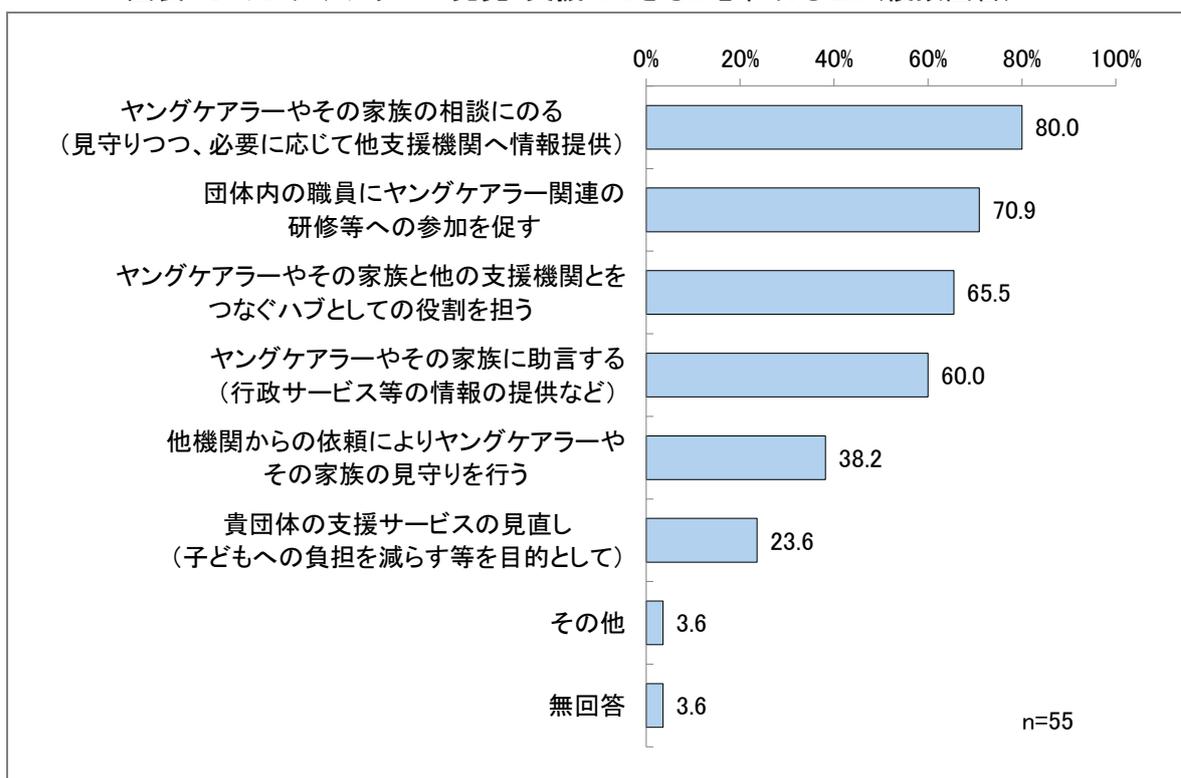
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」が80.0%と最も高く、次いで「団体内の職員にヤングケアラー関連の研修等への参加を促す」が70.9%、「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」が65.5%となっている。

図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



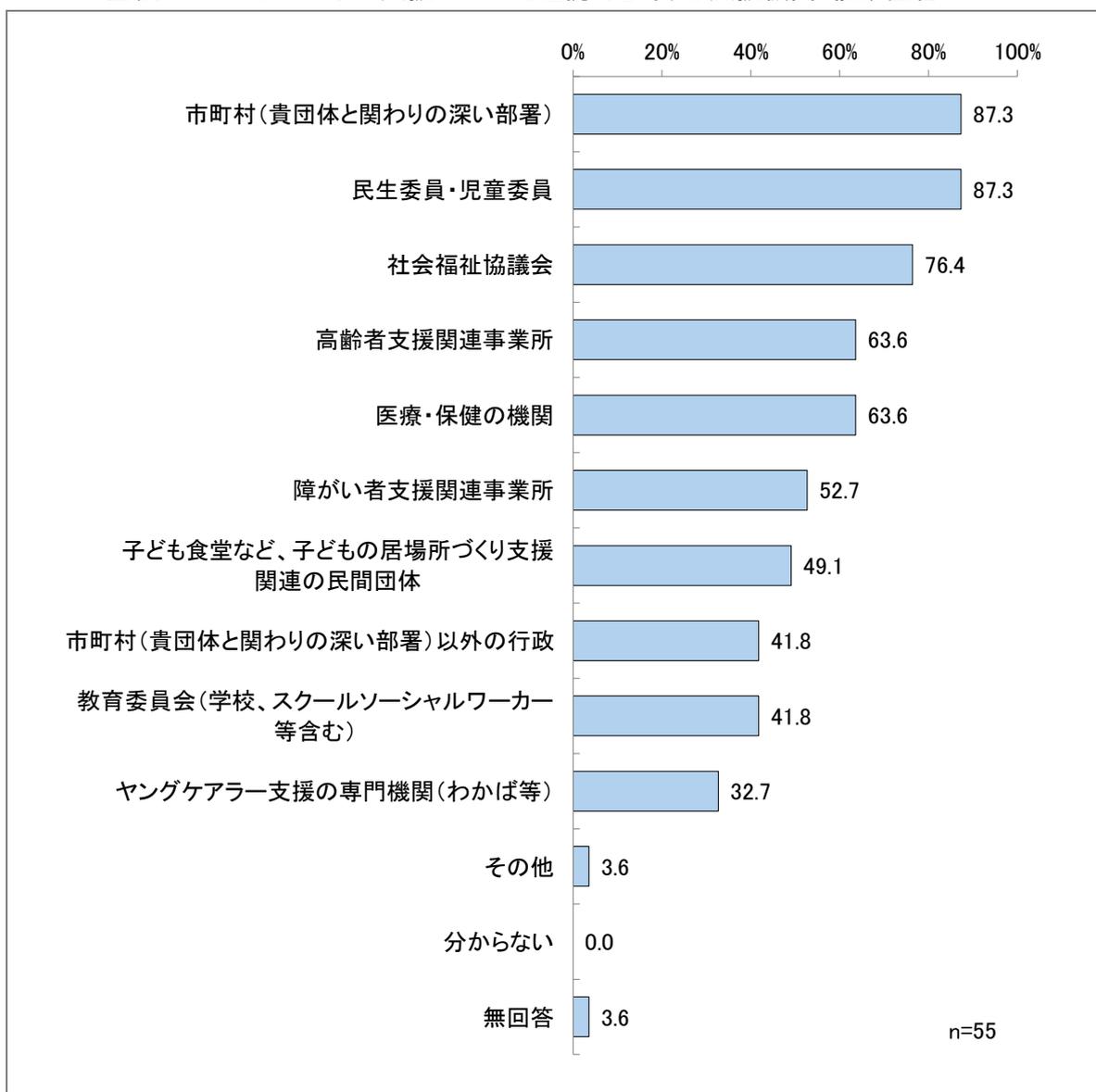
< 「その他」の具体的回答 >

- ・関係機関との情報共有と役割分担、役割の共有共働。
- ・ヤングケアラーのケア対象が高齢者（2号被保険者含む）であればできる限りの支援を行うが、それ以外の障がい者等であれば障がい者の係や関係機関に引き継ぐこととなります。

問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村（貴団体と関わりの深い部署）」「民生委員・児童委員」がそれぞれ 87.3%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 76.4%、「高齢者支援関連事業所」「医療・保健の機関」がそれぞれ 63.6%となっている。

図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関（複数回答）



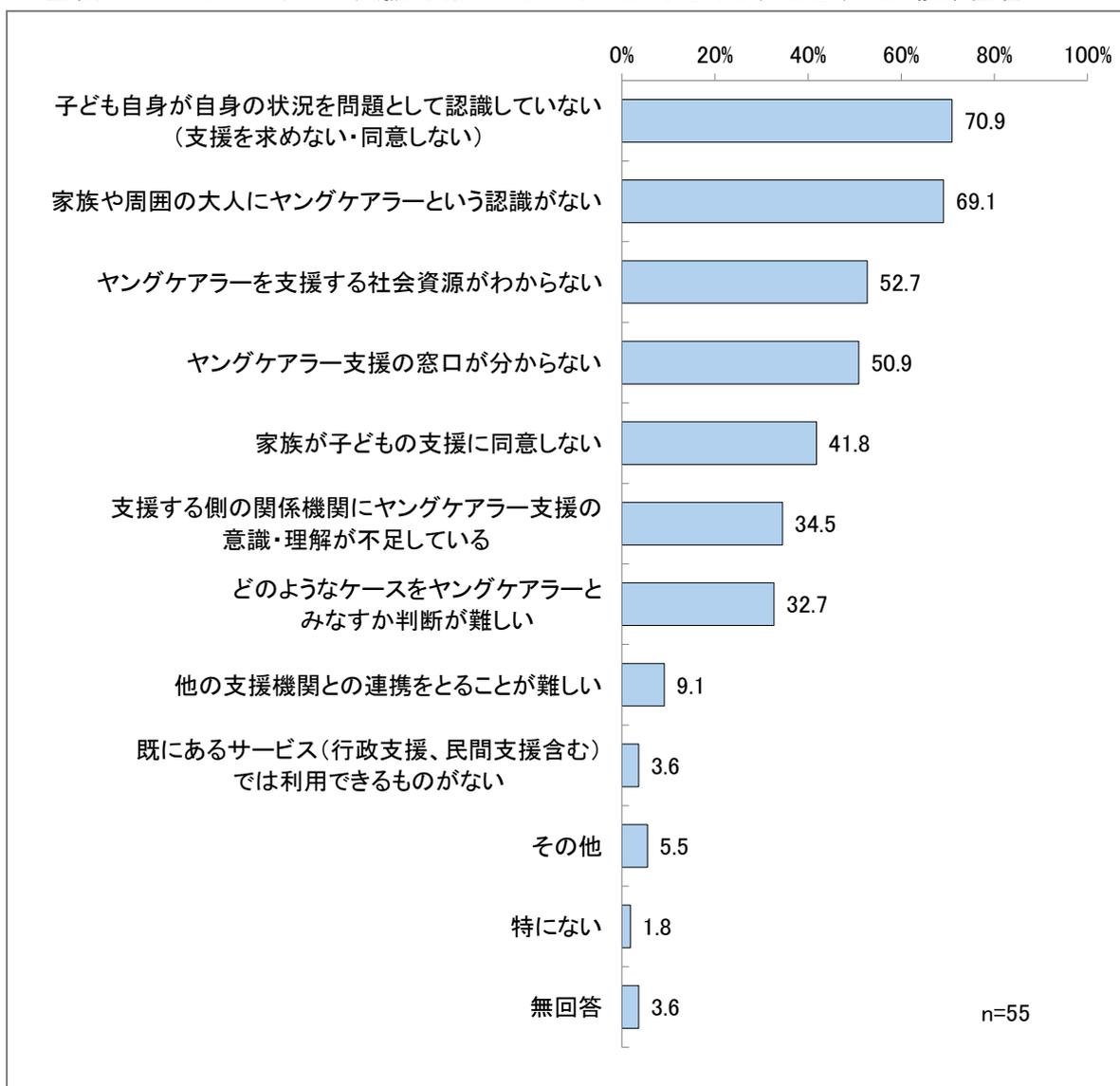
< 「その他」の具体的回答 >

- ・自治会、地域まちづくり推進委員会
- ・必要であればどこでも連携できると思います。

問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」が70.9%と最も高く、次いで「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」が69.1%、「ヤングケアラーを支援する社会資源がわからない」が52.7%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

- ・子どもや若者の身近な相談場所がない(行政ではなく)。
- ・行政機関の縦割制度が緩和されるといいなと思います。
- ・ヤングケアラーの事例が無い(少ない)。

問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

具体的に必要な支援

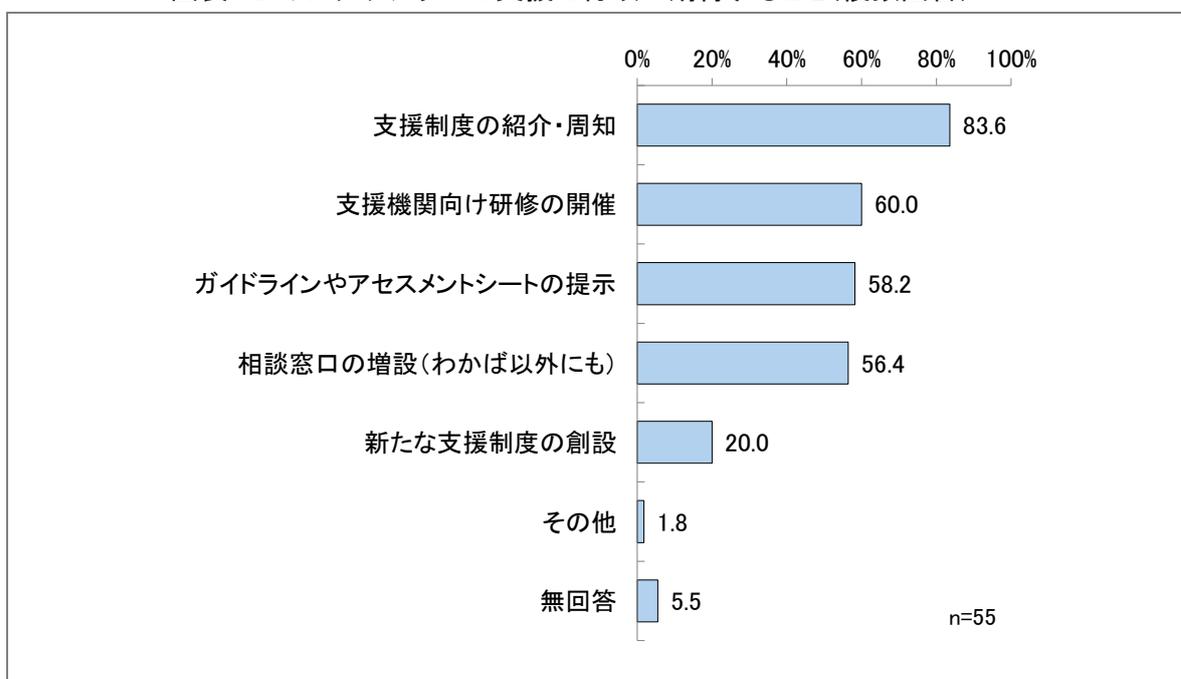
・シェルター

(5) ヤングケアラーに関する支援について

問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が 83.6%と最も高く、次いで「支援機関向け研修の開催」が 60.0%、「ガイドラインやアセスメントシートの提示」が 58.2%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



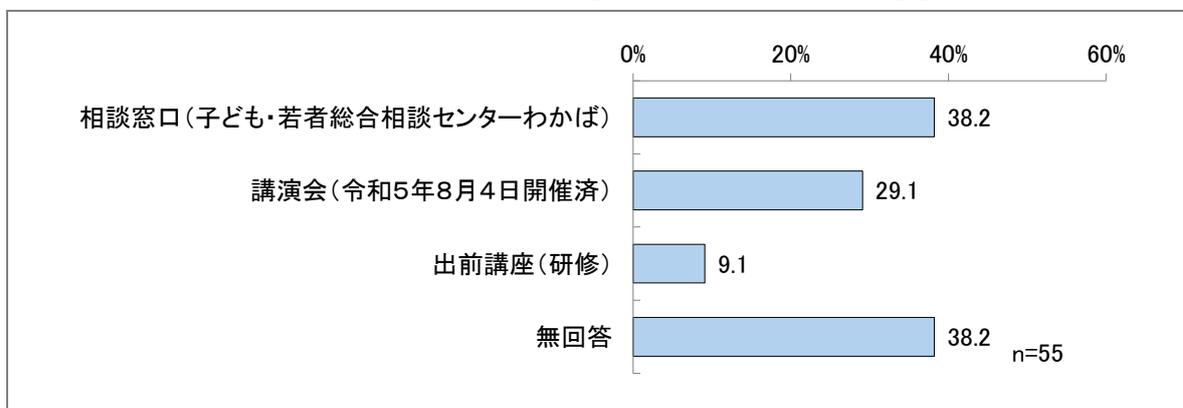
< 「その他」の具体的回答 >

- ・学校との連携

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が 38.2%と最も高く、次いで「講演会（令和5年8月4日開催済）」が 29.1%、「出前講座（研修）」が 9.1%となっている。

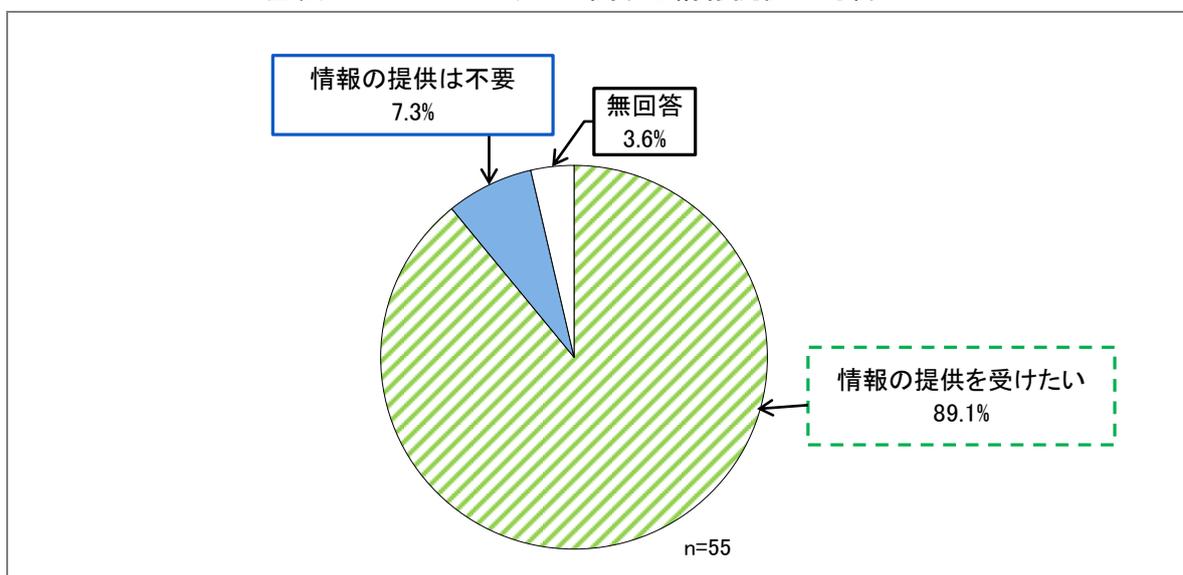
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が 89.1%、「情報の提供は不要」が 7.3%と約9割の地域包括支援センターが情報提供を受けたいと回答している。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



(6)その他意見

問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見
<ul style="list-style-type: none">・地域包括センターとして養護者の家庭環境については課題がないかを確認していく上で、ヤングケアラーについての視点も取り入れていきたい。・ヤングケアラー支援に「わかば」という機関があるのを今回のアンケートで知ることができました。該当ケースと判断されるようなケースがあればつなごうと思います。・ヤングケアラーが表面化してくる事例が少ない様に感じます。実際にはもっと多く存在すると思っていますので、発見しやすい仕組みづくりが出来ないものではないでしょうか。・高齢者支援の機関ではあるが、民生委員とのつながり、災害支援のつながり等を通じ、情報共有の機会は広がると感じています。連携体制が取れるシステムづくりが大切かと感じています。第9期の介護保険事業計画の中でも「ヤングケアラー・介護離職者」などのキーワードは必須となっています。・ヤングケアラーだけでなく家族をまるっと(1か所で)支援できた方が良いのではないかと考える。問題ごとに関係機関(行政窓口)が縦割りになっているように感じる。